

過労死問題と労働時間問題——関連性を明確に

西谷 敏（大阪市立大学名誉教授）

こんにちは。西谷です。私の専門は労働法ですが、今日は労働法の話というよりも、最近、過労死問題と労働時間問題について考えていることを、若干お話させていただきたいと思います。パワーポイントもレジュメもなしで恐縮ですが、そんな複雑な話はしませんのでご安心いただきたいと思います。

言いたいことは、過労死問題と労働時間問題の関わりという、一見すると当たり前の話です。国民の中に、あるいは政治家も含めてですけれども、その両者の関係について、二つの偏向があるのではないかと思います。その問題をきちんと意識しておく必要があるだろうということなのです。

ひとつは、過労死問題における労働時間問題です。つまり、過労死・過労自殺が生じるもっとも基本的な問題が長時間労働だということなのです。この点にはたぶん異論がないと思うのですが、ところが昨年制定されました過労死等防止対策推進法の中には、「労働時間」という言葉が一言もないのです。実は私は、この法律を制定する運動の呼びかけ人の一人として、私が言うのは無責任なのですが、「労働時間」という言葉がない。「36 協定」もない。さらにいえば、努力すべき主体として「労働組合」が抜けている。このような問題があります。これは、そういう言葉を入れると、超党派での合意が難しかったということのようです。やはりまだ、そういう段階なのですね。

そういう段階でも、このような法律ができたことの意味は大いにあると思います。だからこそ、呼びかけ人の一人になったのですが、しかし、この法律が、そういう意味で非常に不十分であるという点につきましては、先ほどのスコットさんのご意見にまったく同感です。ですから、法律ができて良かった、良かったというのではなくて、その法律に欠けているところは何か、今後それをどのように埋めていくのかを真剣に考える必要があると思います。

現在、国会に労働基準法等の改正案が上程されています。そこでは、高度プロフェッショナル労働制の導入とか、裁量労働制の拡大が大きな柱になっておりますが、どちらも労働時間を長くするという作用を持つということがはっきりしています。それが過労死を増やすことにつながっていくかもしれない。そうすると、一方で過労死を防止するという法律ができていのに、他方でそれと逆行する法案が提出されている。しかも、それがあまり矛盾と意識されていないように見える。なぜかといえば、過労死等防止対策推進法のほうにも不十分さがあるからではないかと思います。

労基法等改正法案でも、この法案の前提となりました労働政策審議会の建議でも、過重労働による健康破壊という問題は意識はされているのです。しかし、そのこととの関係で重視されているのは、医師の面接指導ということなのです。医師の面接指導は、もちろん重要な意味があるだろうと思いますが、長時間労働を放置し、あるいはいっそう促進するという措置をとりながら、医師の面接指導によって対応するというのは、さんざん働かせておいて、必要があればドクターストップをかけるということにすぎない。果たしてそういうことでいいのだろうか。そういうことを感じるわけです。過労死問題のもっとも中心的

な問題は労働時間です。それをどう規制するかといえば、36協定の規制しかないと思います。それが最大の課題であるということ、もう一度確認する必要があるのではないかと。それが一つの側面であります。

もう一つの問題は、労働時間問題における過労死問題ということです。第一の問題の裏返しとして、長時間労働とか労働時間の規制緩和という問題をとらえるのに、それが過労死を促進するという面だけが強調されすぎていないだろうか、ということです。労働時間の短縮は、ずいぶん長い歴史があります。当初は確かに労働者の健康問題から始まった。しかし、既に19世紀の後半ぐらいから8時間労働制の要求というのが労働運動の中に出てきておりまして、それがメーデーの起源になっているわけですが、1917年のロシア革命で8時間労働制が謳われたとか、1919年のILOの第1号条約で、工業的分野における8時間労働制が条約になったというのはご存じだと思います。この8時間労働制というのは、1日3分法に基づいて、8時間の労働、8時間の休息、睡眠ですね、それから8時間の自由時間という、そういう要求だったわけです。実際のスローガンとしても、「8時間の休息と8時間の自由時間を保障せよ」という要求だったと言われています。そうするとすでに8時間労働制の要求が確立してきた19世紀後半の頃から、労働者は、ただ単に健康のためだけに労働時間の短縮を求めていたわけではない。自由時間を保障せよ、と要求していたわけですね。それを現在の日本で、とにかく過労死しないだけの労働時間にしてくれというのであれば、それこそ19世紀に逆戻りという話になるわけです。

過労死というのはもっとも深刻な問題であることは、改めて言うまでもありません。だから、過労死を促進する労働時間制度というスローガンはインパクトはあるのですね。しかし、労働時間の問題を、過労死するかしないかという視点からだけから捉えるのは、あきらかに狭すぎると思います。長時間労働は、働く人とその家族に、生命と健康の問題に限られない様々な弊害をもたらします。自由な生活時間がとれない、家族的生活の時間がとれない、女性が男性と肩を並べて働くことと困難にしている、さらに言えば、国民や市民として、政治参加あるいは社会参加することを妨げる、あるいは政治的・社会的関心をもつ余裕さえ奪ってしまう。長時間労働は、そのような様々な弊害をもっています。そういった広い意味で、日本の異常な長時間労働が大きな問題だという問題意識をもっと広め、多くの労働者・国民の共通認識にしていく必要があります。その中に過労死問題もきちっと位置づける。そのような視点が必要ではないかと思っています。

今後の課題は、なんといっても、36協定の上限規制です。それにむけてのコンセンサスをどのように形成していけるか、ここに労働時間規制のポイントがあると思います。